

長野県立大学後町キャンパス象山寮規程

平成 30 年 4 月 1 日 規程第 906 号

最終改正 令和 5 年 7 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長野県立大学学則第 47 条の規定により、長野県立大学後町キャンパス象山寮（以下「寮」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 寮は、長野県立大学（以下「大学」という。）の後町キャンパスとして学生の生活及び学修の場であり、寮生活を通して学生の人格の陶冶に資することを目的とする。

(入寮対象者及び定員)

第 3 条 寮の入寮対象者及び定員は、次のとおりとする。

入寮対象者 長野県立大学 1 年生全員及び学長が認めた者

定 員 320 名

(管理及び運営の責任者等)

第 4 条 寮の管理は大学が行い、運営は学長が統括する。

2 寮における生活、学修等の基本方針は、学生支援委員会で審議し学長が決定する。

(寮監の設置)

第 5 条 日常の生活及び学修指導については前項の基本方針に基づき、学生支援委員会に寮監を設置し、学務課職員とともにこれにあたる。

2 寮監及び学務課職員は相互に連絡・調整し、基本方針に基づくもののほか、学長の指示により寮の運営を行う。

(寮務職員)

第 6 条 寮に寮務職員を置く。

2 寮務職員は、寮生の日常生活の補助、生活全般に関する相談・助言及び寮の管理・運営に関する業務を行う。

3 寮務職員は、施設の管理、寮生の健康管理、寮生間の調整等の必要があるときは、学務課職員に連絡し、その指示に基づき対応する。

(入寮及び退寮)

第 7 条 大学 1 年生は 4 月の大学が定める期日に全員が入寮し、大学が定める期間内に退寮する。

2 前項にかかわらず、学長の許可により、1 年以内の範囲において在寮期間を延長することができる。

3 身体的、家庭的等特別な事由により、入寮が困難な学生については、第 1 項の規定にかかわらず、学長の許可により入寮しないことができる。

4 自己都合による退寮は原則として認めない。ただし、特別な事由がある場合は、学生支援委員会の審議を経て、学長の許可により退寮することができる。

(寮経費)

第8条 寮にかかる経費（以下「寮経費」という。）は、寮費及び共益費とし、その額及び納入期限は別に定める。

（寮生の遵守事項）

第9条 寮生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 大学の提供する学修活動に参加するよう努めること。
- (2) 門限は午後11時とし、規則正しい共同生活を送ること。
- (3) アルバイトは門限の範囲内で可能とする。
- (4) 自動車による通学は認めない。バイク、自転車による通学は認めるが任意保険に加入すること。
- (5) 居室及び共用施設の保健衛生並びに環境衛生に努めるとともに、感染症等、健康上重大な問題が発生した場合はすみやかに寮務職員又は大学へ報告すること。
- (6) 秩序又は風紀を乱す行為をしないこと。
- (7) 寮内においては、禁酒、禁煙とすること。
- (8) 寮内に持込が禁止されている物品を持込まないこと。
- (9) 寮内でペット類を飼育しないこと。
- (10) 寮内での商業行為またはこれに類する行為を行わないこと。
- (11) 寮内での政治的、思想的、宗教的な、又はこれに類する勧誘行為を行わないこと。
- (12) 寮内及び寮敷地内での静粛に心がけ、近隣の迷惑にならないように心掛けること。
- (13) 貴重品類の管理は個人で徹底すること。
- (14) 寮生の独断によりユニットを変更しないこと。
- (15) その他、学務課職員又は寮務職員もしくは寮監等の指示を守ること。

（郵便物及び宅配物）

第10条 郵便物は、寮生の郵便受けに収納する。

- 2 宅配物は寮務職員が立ち会いのもと寮生に渡すこととし、寮生不在の場合は寮務職員が管理室において預かり、後で寮生に渡す。

（外泊）

第11条 外泊しようとするときは、あらかじめ大学にその旨を届出なければならない。

- 2 前項の外泊に係る手続きは、別に定める。

（立ち入り）

第12条 各ユニット及び居室への立ち入りは大学関係者に限る。ただし、特別の事由がある場合は学務課職員又は寮務職員もしくは寮監の許可を得て立ち入ることができる。

（外来者）

第13条 外来者との面会は、予め寮務職員の許可を得て、指定された場所で行うものとし、外来者を居室に入室させてはならない。

- 2 前項の面会は、午前8時から午後9時までの間とする。
- 3 外来者の宿泊は原則として認めない。ただし、寮内の学修活動に必要な者で学長が認めた場合はゲストルーム、又は空いているユニットに宿泊することができる。
- 4 前項の宿泊の場合、別に定める宿泊費を納入させることができる。

(集会等)

第14条 寮において集会を開催しようとするとき、又は掲示物を掲示しようとするときは、事前に寮務職員に届け出なければならない。

(施設の保全)

第15条 寮生は、寮の施設、設備及び備品の正常な保全に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備及び備品を汚損又は損傷しないこと。
- (2) 施設、設備及び備品を所定の目的以外に使用しないこと。
- (3) 共用の施設、設備及び備品を常に良好な状態に保つこと。
- 2 故意又は重大な過失により、寮生が寮の施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失したときは、寮生及びその保証人に対し、その損害の弁償を請求するものとする。
- 3 寮生は退寮するときは、その居室を原状に回復しなければならない。

(防災管理)

第16条 寮生は、火災その他の災害の防止について、常に注意するとともに、寮で行われる消防訓練等に参加しなければならない。

- 2 指定の場所以外では火気を使用してはならない。
- 3 寮生は、災害又は事故の発生を発見し、又は予知したときは、直ちに寮務職員及び付近の者に通報し、自らも臨機の処置をとらなければならない。

(退寮処分)

第17条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学生支援委員会の審議を経て、退寮処分を行うことができる。なお、長野県立大学学生懲戒規程に基づく懲戒処分を併せて行うことを妨げない。

- (1) 本学学生を失ったとき。
- (2) 本規則並びに大学教職員及び寮務職員の指示に従わないとき。
- (3) 寮費の納入を怠り、督促してもなお納入しないとき。
- (4) 無期停学処分を受けたとき。
- (5) 長期の休学をしたとき。
- (6) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適さないと認めたとき。
- (7) その他寮生活に不適當な行為があったとき。

(寮生の組織)

第18条 各ユニットからユニットリーダーを選出し、寮全体でユニットリーダー会を設置する。

- 2 寮に寮長及び副寮長を置き、ユニットリーダーの互選により選任する。
- 3 ユニットリーダー会は寮全体の日常生活のルールを定める。
- 4 ユニットリーダー会には寮監及び学務課職員が出席することができる。

(自主的規律)

第19条 寮生は、各ユニットにおける日常生活のルールを定め、寮生活を自主的に規律しなければならない。

(その他)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、寮の運営に関し必要な事項は、学生支援委員会の審議を経て、学長が定める。

(事務)

第 21 条 寮に関する事務は、学務課が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月28日から施行する。